参考資料8

(第9回規制改革推進会議 資料2-2)

諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆

内閣府 規制改革推進室

【目次】

Ι.	欧米諸国における行政手続コスト削減の取組の概要	
	1. 2000 年代における欧米諸国の取組の概要・・・・・・ 3 ペー	・ジ
	2. 2000 年代および 2010 年代の欧米諸国の取組の概要・・・・ 4 ペー	ジ
Π.	国別の取組	
1	. 英国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ペー [・]	ジ
	(1)2005~2010年	
	(2) 2015~2020 年	
2	. デンマーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 ペー	ジ
	(1)2001~2010年	
	(2)2015 ~ 2020 年	
3	. ドイツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ペー	ジ
	(1)2006~2011 年	
	(2) 2011 年以降	
4	. フランス(2013 年以降)・・・・・・・・・・・・24 ペー	ジ
5	. カナダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28 ペ ー	ジ
	(1)2007~2009 年	
	(2) 2011 年以降	
6	. 米国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32 ペー	ジ

- Ⅲ. 各国の取組から得られる我が国の取組に向けた示唆・・・・・・36ページ
- Ⅳ. 標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model) 【補足資料】・・ 39 ページ
 - 1. SCM において測定される情報提供義務(例)
 - 2. SCM 実施の具体的ステップ
 - 3. SCM 測定前に決定する必要のある事項
 - 4. SCM における標準事務作業分類(16分類)

I. 欧米諸国における行政手続コスト削減の取組の概要

1. 2000 年代における欧米諸国の取組の概要

欧州諸国では、2000年代、政府全体で削減率を目標に定め、その実現に向けて「標準的費用モデル(Standard Cost Model (SCM))」を用いて行政手続コストを数値化し、その削減に取り組んだ。

E	期間	自编	建成状型	e worm	ш	世界區行		Ounive Busine	3 1
77				T-3 /h (611)	or-m	00=	112		17.0
美国	2005年~2010年	25%削減 患含有一種。ただし、最大庁は10% 内間所は35%。固定抗計局は19%。	26.6%削減 (35個計2片163,550個円))	0	9位	0位	4個	10位	7位
₹×₹-4	2001年~2010年	25%削減	24.6%削減	0	867	6位	e@	5 f2	3位
Fift	2006年~2011年	25%削減	22.5% 削減 (116億2 - 口(約1月2,600億円)) ※2012年(22%前城達成	0	19位	2011	22/0	2112	17位
2522	2007年~2011年	25%削減	(不明)	0	44 (<u>0</u>	古位	26 12	38位	29 12
カナダ	2007年~2008年	20%削減 ※中小企業の行政手種・ 情報提供養務、限定	建成せず ※2009年に目標達成	-	4位	7位	7111	19 (2	22位
-				1	<参	%>	日本		
	i or can the car of can				10位	12位	18位	27位	34位

- (出典) 各国政府報告書、OECD 報告書より作成。
- (注1)世界銀行「Doing Business」において、世界各国の順位は、2006年から公表されている。
- (注2) この他 SCM を使用した国はオーストリア、ベルギー、ノルウェー等があるが、入手できる公表情報が限られているため、 本表からは割愛する。

2. 2000 年代および 2010 年代の欧米諸国の取組の概要

- (1) 2000 年代においては、多くの国で、まず削減目標を決定し、その後に、政府 全体の行政手続コスト(事業者側の事務作業費用)の測定と、各省における 具体的な削減計画の策定が、並行して進められた。
- (2) 一方、2010年代の取組においては、以下の通り分かれる。
 - ① 2000年代の取組によって、政府全体の行政手続コストが既に分かっているため、「絶対額」の目標に変更。

(英国、デンマーク)

- ② 一旦削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないという基準 (「One-in/One-out」) 等を設定。(ドイツ、カナダ、英国、米国)
- ③ 削減目標を設定せずに、官民の 10 の分野別 WG を設置して(ライフイベント・アプローチ)個別措置を検討。
 (フランス)

		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	(ストック)					行	政手続	コスト2	25%削	減						規((制コス Cutting	ト100億 Red Ta	ポンド ape Re	削減 view)	
英国	(ベースライン測定)															_			ĺ		
	(フロー)				SCN	ベース	ライン	測定(1	2か月)			ne-out n/Two-c				見制コス One-in/	ト100億 Three-o	ポンドi it)	削減	
デンマーク	(ストック)	行政:	手続コス	スト25%	%削減											30億口	KK削	減			
724-7	(ベースライン測定)						S	Mベ-	スライ	ン測定	(20か	月)									
	(ストック)						行政引	手続コン	スト25%	%削減											
ドイツ	(ベースライン測定)																				
	(フロー)					SC	Mベー	スライ	ン測定	(27か	月)					Or	ie-in/O	ne-out			
フランス	(ストック)							行政	手続コン	スト25%	6削減		(※)達	成状況	は対外的	に不明					
7,72	(2599)													簡素	化(定量	目標なし	.)				
	(ストック)							情報	提供	養務数	手続数	效20%	削減								
カナダ	(ベースライン測定)																				
	(フロー)				情幸	₿提供 	義務数	・手続	数の測	定(6か	(月)		One-f	or-One							
米国	(ストック)	書類	作成負	担を軽	減																
不圖	(フロー)																	One	in/Two	o-out	1//

(注) 既存のコストの削減に注力(ストック対応)

リカラ 現状維持等に注力(フロー対応)

SCM ベースライン測定

Ⅱ.国別の取組

1. 英国

(1) 英国(2005~2010年)

① 削減対象

英国における 2005 年から 2010 年にかけての取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る「行政手続コスト(Administrative Costs)」に限定。

② 削減目標

2010 年 5 月までに、各省一律で、行政手続コスト 25%削減することを 2005 年 5 月に決定 (2005 年対比)。

- (注1) ただし、歳入庁(HMRC)は 10%、内閣府(Cabinet Office)は 35%、国家統計局(ONS)は 19%。
- (注2) 防衛省 (Ministry of Defense)、外務・英連邦省 (Foreign & Commonwealth Office)、国際開発省 (Department for International Development) は対象外。

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル(SCM、Standard Cost Model)

(注) 1,435 の規制を対象に、SCM を用いた行政手続コストの計測を行った。この計測には、1,700 万ポンド(22 億円)、約 12 か月(2005 年 5 月~2006 年 5 月) の期間を要した。

4 削減実績

(a) 政府全体の行政手続コストの測定結果

英国政府全体の行政手続コストの69%は、3省庁に集中。

【政府全体 (注) の行政手続コスト計測結果】

省庁	行政手続コスト	行政手続コスト全 体に占める割合	
ビジネス・イノベーション・技能省(BIS、当時)	£4,541.0m	34.51%]
コミュニティ・地方政府省(CLG)	£2,486.5m	18.89%	│ 全体の
衛生安全庁(HSE)	£2,022.5m	15.37%	68.8%
保健省(DH)	£1,201.9m	9.13%	
運輸省(DfT)	£585.0m	4.45%	
労働·年金省(DWP)	£471.0m	3.58%	
環境·食糧·農村地域省(Defra)	£458.2m	3.48%	
司法省(MoJ)	£356.0m	2.71%	
文化・メディア・スポーツ省(DCMS)	£343.2m	2.61%	
教育省(DfE)	£209.7m	1.59%	
財務省(HM Treasury)	£158.9m	1.21%	
食品基準庁(Food SA)	£90.5m	0.69%	
内務省(Home Office)	£83.0m	0.63%	
国家統計局(ONS)	£48.7m	0.37%	
チャリティ委員会(Charity Commission)	£36.6m	0.28%	
内閣府(Cabinet Office)	£15.4m	0.12%	
平等省(GEO)	£5.7m	0.04%	
森林委員会(Forestry Commission)	£1.5m	0.01%	
エネルギー・気候変動省(DECC、当時)	£45.1m	0.34%	
合計	£13,160.4m	100%	

- (注)歳入庁(HRMC)は、別途削減目標(10%)を設定して行政手続コストの削減に取り組んでおり、行政手続コストは£5,300m。
- (出典) HM government (2010) "Simplification Plans 2005-2010 Final Report", HM government (2013) "Statistical note: revision and updating of the administrative burdens baseline"

(b) コミュニティ・地方政府省(CLG)の行政手続コストの測定結果

英国・コミュニティ・地方政府省(CLG)の行政手続コストの 83%は、 以下の5法令により発生。

- ·都市計画法(Town and Country Planning Act)(1990年)
- 建築規則 (Building Regulations) (2000 年)
- ·住宅法(Housing Act)(1985年)
- ・都市計画指令(一般開発方式)(Town and Country Planning (General Development Procedure) Order) (1995 年)
- ・手数料規則(諮問を要するものについて)(Service Charges (Consultation Requirements)
 Regulations)(2003年)
- (出典) Communities and Local Government (2009) "Simplification plan 2009 Update -The route to better regulation-"

(c) 衛生安全庁(HSE)の行政手続コストの測定結果

英国・衛生安全庁(HSE)の行政手続コストの 77%は、以下の 10 法令により発生。

- 衛生労働安全管理規則 (Management of Health and Safety at Work Regulations) (1999 年)
- ・ガス安全(導入および使用)規則(Gas Safety (Installation and Use) Regulations) (1998年)
- ・昇降機操作および昇降機設備規則(Lifting Operations and Lifting Equipment Regulations) (1998 年)
- •健康有害物質管理規則(Control of Substances Hazardous to Health Regulations) (2002 年)
- ・マニュアルハンドリングオペレーション規則(Manual Handling Operations Regulations) (1992年)
- 労働安全衛生法(Health and Safety at Work etc. Act) (1974 年)
- •アスベスト管理規則(Control of Asbestos at Work Regulations) (2002年)
- -安全管轄者及び安全委員会規則(Safety Representatives and Safety Committees Regulations) (1997年)
- 建設(設計および管理) 規則(Construction (Design and Management) Regulations) (1994年)
- •作業機器提供•使用規則(Provision and Use of Work Equipment Regulations) (1998 年)
- (出典) Health and Safety Executive (2009) "HSE's Fourth Simplification Plan and Progress Report"

(d) 行政手続コストの削減効果が高かった取組

- (イ) 英国では、2005 年から 2010 年の期間で、35 億ポンド(行政手続コスト全体の 26.6%) の行政手続コストの削減を行ったが、そのうち 60%は、IT 化など様々な手法を用い、以下の①~⑩の分野における 削減により行われた。
- (ロ) 各省庁は、特定の手続に集中して行政手続コストの削減に取り組ん だ。
 - ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)では、下記5つ(①、②、⑤、⑧、⑨(網掛け部分))の削減額が、BIS削減額全体の97%を占める。
 - コミュニティ・地方政府省(CLG)では、下記2つ(④、⑦)の削減額が、CLG削減額の58%を占める。
 - ・ 衛生安全庁(HSE)では、下記1つ(③)の削減額が、HSE削減額の42%を 占める。

【行政手続コストの削減効果が高かった上位 10 の取組】

	削減分野	所管省庁	内容	行政手続コスト削減額	総削減 額に 対する 割合
1	労働法ガイ ダンスプログ ラム	ビジネス・ イノベーション・技能 省(BIS)	労働法関連の契約書や提出書類に関し、標準的な雛形を策定し、無料のオンラインツールにて処理できるように改善。また、労働法関連報告・登記等において外部コンサルタント等に依頼することなく自前で処理できるよう、事務処理ガイダンスをオンライン上で整備。	£418m (580 億円)	11.9%
2	消費者向け 広告の不正 業上の不正 行為に関す るルール等	ビジネス・ イノベーション・技能 省(BIS)	消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等の簡略化。	£309m (430 億円)	8.8%
3	労働環境に おける安全・ 健康面のリ スクアセスメ ント	衛生安全 庁(HSE)	コンビニエンスストア運営など低リスクの 34 業態を類型化し、オンライン上で簡便にリスクアセスメントを実施できるツールを提供。	£235m (330 億円)	6.7%
4	住宅法6章 の廃止	コミュニテ イ・地方政 府省 (CLG)	複数人が入居する住宅に関し、家主に求められる免許の数を削減。	£207m (290 億円)	5.9%
(5)	株主報告の 電子化	ビジネス・ イノベーション・技能 省(BIS)	紙媒体しか認められなかった株主への事業報 告書について、電子送付を許可。	£182m (250 億円)	5.2%
6	アルコール 及びエンタ ーテインメン ト免許法の 改正	文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	アルコールとエンターテインメントの免許登録を 1つに纏めた。	£181.1m (250 億円)	5.2%
7	建築関係の 資格緩和	コミュニテ ィ・地方政 府省 (CLG)	電気工事(120万件)を、建築検査官の検査に よってではなく、一定の技術力を満たし事前に 政府に登録した人(Competent Person)による 認証で代替できるものとした。	£136m (190 億円)	3.9%
8	測定器の更 新基準の適 正化	ビジネス・ イノベーション・技能 省(BIS)	測定器の更新にあたっての基準を適正化した。	£129m (180 億円)	3.7%
9	労働争議手 法の改善	ビジネス・ イノベーション・技能 省(BIS)	労働争議にあたって雇用法ではなく裁判外紛争 処理手続を活用できるようにした。	£115m (160 億円)	3.3%
10	アセットマネ ジメント業界 の取引電子 化推進	財務省 (HM Treasury)	アセットマネジメント業界において、ファンドマネ ージャーや株主等に送付する、所有権移転や 決済の証跡となる文書の送付をやめて電子化。	£115m (160 億円)	3.3%

(出典) HM government (2010) "Simplification Plans 2005-2010 Final Report", HM government (2013) "Statistical note: revision and updating of the administrative burdens baseline"

(2) 英国(2015~2020年)

- ① 削減対象および削減目標
 - (a) 英国政府は、「BIT (Business Impact Target)」として、政府機関が事業者に課している「規制コスト (Regulatory Costs)」(注1)について、2015年5月~2020年5月にかけて100億ポンド (1兆3,235億円)削減する目標(注2)を2016年3月に設定。
 - (b) 中間目標は 2018 年 5 月迄に規制コストを 50 億ポンド (6,618 億円) 削減。
 - (注1) 英国における 2015 年からの取組では、2005~2010 年の取組で削減対象とした「行政 手続コスト (Administrative Costs)」だけでなく、「政策コスト (Policy Costs)」を含めた「規制コスト (Regulatory Costs)」へ対象を拡大。

英国政府が 2015 年 3 月に公表した英国政府職員向けマニュアル (UK Department for Business, Innovation and Skills (March 2015) "Better Regulation Framework Manual, Practical Guidance for UK Government Officials") によれば、「政策コスト」の定義は、政策目標を達成または遵守するために必要不可欠なコストであり、「規制コスト」から「行政手続コスト」を除いたあらゆるコストが含まれるとされている。

- (注2) 英国では、2010 年~2015 年の取組では数値目標は設定しなかったが、「One-in/One-out」 や「One-in/Two-out」などの取組を行い、100 億ポンドの削減を行った。その実績を踏まえて、2015 年に保守党のマニフェストに上記目標が掲げられ、2016 年 3 月に政府の目標となった。
- (c) BIT においては、以下の規制は対象外としている。

【削減目標の対象<u>外</u>としている規制 (例)】

国民の緊急事態に関する規制
システミック・リスク(金融分野)に関する規制
EU 法令・その他国際的な義務
電力・水道など独占市場に関する規制
競争促進政策に伴う規制
価格統制に関する規制
大規模なインフラプロジェクトの実行に関する規制
産業界が自主規制として設けた産業規則(industry codes)
罰金等に関する規制
公共調達
発効して 12 か月未満の法令
税 ^(注2)

(注2) 別途、税務当局は、2016年~2020年にかけて、事業者に課している税務手続コストを1年あたり4億ポンド(529億円)削減する目標を設定。

② 削減実績(2015年5月~2016年5月)

2015 年 5 月~2016 年 5 月のコスト削減額は、8 億 8,500 万ポンド (1,171 億円) と推計。省庁別の内訳は以下のとおり。

省庁	規制コスト削減額
環境・食糧・農村地域省(Defra)	▲11 億 1,200 万ポンド
ビジネス・イノベーション・技能省(BIS、当時)	▲1 億 9,920 万ポンド
運輸省 (DfT)	▲2,450 万ポンド
労働・年金省 (DWP)	▲570 万ポンド
文化・メディア・スポーツ省(DCMS)	▲500 万ポンド
内閣府(Cabinet Office)	▲260 万ポンド
コミュニティ・地方政府省 (CLG)	▲50 万ポンド
司法省(MoJ)	▲50 万ポンド
教育省 (DfE)	▲0 ポンド
エネルギー・気候変動省(DECC、当時)	+2,100 万ポンド
財務省(HM Treasury)	+3,050 万ポンド
内務省(Home Office)	+1 億 5,700 万ポンド
保健省(DH)	+2 億 5,150 万ポンド
合計	▲8 億 8,480 万ポンド

(出典) Department for Business Innovation & Skills (2016) "The Business Impact Target: First Annual Report 2015-2016"

(注) 上記の 2015 年合計 8 億 8,500 万ポンドの削減のうち、1 億ポンド以上 の削減効果を有する取組は、95 項目中 2 項目に過ぎず、特に「買物客へ のレジ袋料の賦課」が▲10 億 1,700 万ポンドと大半を占める。

(買物客が事業者(店)にレジ袋料を支払う規制の結果、事業者にマイナス(▲)のコストが発生している。)

これについて、英国下院からは、英国政府に対し、以下の批判が提起されている。

- 「買物客へのレジ袋料の賦課」は、事業者の規制コストを削減するという BIT 本来の趣旨と合致していない。
- ・ BIT 本来の趣旨と合致していない『買物客へのレジ袋料の賦課』 の寄与を含めても、BIT の取組開始 1 年で 5 年目標の 10%しか達 成できていない。

【参考】

(a) Cutting Red Tape Review

対象分野(sector)を特定してレビューを実施し、当該分野の法令の簡素 化や運用の改善が可能か調査。

- ・ 初期(2015年7~8月時点)の対象分野は、エネルギー、介護、鉱業、廃棄物・ リサイクル、農業、マネーロンダリング。その後、建築、幼児教育、自治体行政 を追加し、現在9分野が特定されている。
- ・ 2016年3月時点、廃棄物・リサイクル、介護、エネルギーの3分野についてレビュー結果を公表済み。レビューには、コスト削減に向けた政府のコミットメントも記載。
 - 「例 廃棄物・リサイクル分野のレビューにおいて、「廃棄物 (waste)」と「副産物 (by-product)」の定義があいまいであることにより、事業者が仕訳に費用と時間を浪費してきたとの認識のもと、政府は廃棄物ガイダンスを修正。

(b) One-in/Three-out

One-in/Three-out とは、新規制を1つ追加した場合に3つの規制を廃止するという意味ではなく、新規制の導入によって事業者に新たに課されることとなる追加的コスト1ポンドに対し(One-in)、既存の規制の緩和措置によって削減コストを3ポンド捻出する(Three-out)というルールである。英国の各省庁はBIT 100 億ポンド削減のために、2015 年からこのルールを活用することが求められている。

(注) One-in/Three-out に先立ち、2010 年~2012 年に One-in/One-out (追加的コスト 1 ポンドに対し削減するコスト 1 ポンド捻出) に取り組み、期待以上の成果を収めたため、2013 年~2015 年には、One-in/Two-out (追加的コスト 1 ポンドに対し削減するコスト 2 ポンド捻出) へと取組を進化させた。 その成果もあり、2010 年~2015 年の 5 年間で毎年約 22 億ポンドの削減を達成。

その成果もあり、2010 年~2015 年の5年間で毎年約22 億ポンドの削減を達成。 それらを累積すると、5年間で100 億ポンドを超える削減額となった。

【One-in/One-out 及び One-in/Two-out によるコスト削減額(2011 年 1 月~2015 年 7 月)】

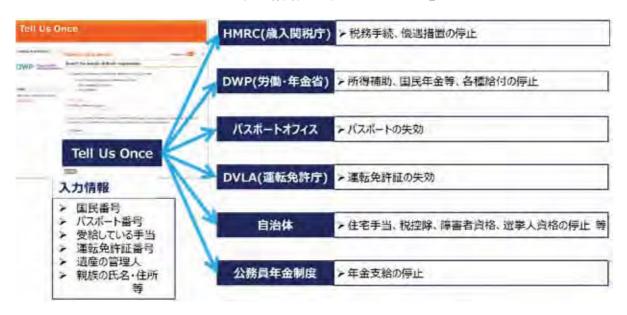
順		事業	(参考)件数			
位	省庁	新規(In)	廃止(Out)	ネット削減額	イン	アウト
1177		利历(111)	廃止(Out)	(1 年当たり)	(In)	(Out)
1	労働·年金省(DWP)/	27 億 4,175 万 ポンド	▲35 億 4,501 万ポンド	▲8億 326万ポンド	6	21
_ '	衛生安全庁(HSE)	27 心 寸,170 /3ハンド	単 33 応 寸,301 /3/1/2 1	金の心 320 万介の下	0	Z 1
2	エネルギー・気候変動	234 万 ポンド	▲7 億 2,162 万ポンド	▲7 億 1,928 万ポンド	7	15
	省(DECC、当時)	20173/101	二 /	三 7 (17720 75 7721	,	15
	ビジネス・イノベーショ					
3	ン·技能省(BIS、当	6,374 万ポンド	▲4億9,213万ポンド	▲4 億 2,838 万ポンド	20	31
	時)					
4	コミュニティ・地方政府	656 万ポンド	▲2億 808 万ポンド	▲2億 152万ポンド	11	30
7	省(CLG)	000 73 1701	■2 № 000 万小クト	■2 応 102 ガルンド	- ' '	30
5	環境·食糧·農村地域	520 万 ポンド	▲1 億 7,291 万ポンド	▲1 億 6,771 万ポンド	14	23
5	省(Defra)	320 73 /(2)	▲1 応 7,291 カカホント		14	23
6	運輸省(DfT)	986 万ポンド	▲1億1,885万ポンド	▲1億 899 万ポンド	9	30
	文化・メディア・スポー					
7	ツ省(DCMS)/平等省	1,872 万 ポンド	▲5,322 万ポンド	▲3,450 万ポンド	5	12
	(GEO)					
8	教育省(DfE)	280 万ポンド	▲1,354 万ポンド	▲1,074 万ポンド	5	16
9	内閣府	140 T -45 15	▲ F ⟨ 1 T → 3 , 1 °	▲ 412 〒 -13 15	,	1
9	(Cabinet Office)	148 万ポンド	▲561 万ポンド	▲413 万ポンド	2	1
10	食品基準庁	0.1%.1%	▲ 00 〒 +% 1%	▲ 00 T -1% 1°	0	2
10	(Food SA)	0 ポンド	▲80 万ポンド	▲80 万ポンド	0	3
11	司法省(MoJ)	1,376 万ポンド	▲3 万ポンド	1,373 万ポンド	4	1
12	保健省(DH)	3,943 万ポンド	▲540 万ポンド	3,403 万ポンド	11	8
12	内務省	1 倍 1 202 下北 1	▲ 1 0E0 T -1% 1%	0.424 = 45 15	10	10
13	(Home Office)	1 億 1,293 万ポンド	▲1,859 万ポンド	9,434 万ポンド	13	12
1.4	財務省	1	A 2 010 T 1° 1°	1 /辛 1 001 〒 1% 10		10
14	(HM Treasury)	1 億 5,050 万ポンド	▲3,819 万ポンド	1 億 1,231 万ポンド	11	10
	政府計	32 億 580 万ポンド	▲53 億 9,398 万ポンド	▲21 億 8,890 万ポンド	119	213

⁽出典) Department for Business Innovation & Skills (2014) "The ninth statement of new regulation"

【参考】 Tell Us Once

- (1) 英国では、個人の出生した場合や死亡した場合、政府ウェブサイトやー つの地方政府窓口等に出生情報・死亡情報を届出するだけで、関係省庁 間で情報が共有され、各種手続が完了するシステムが整備されている。
 - (注 1) Tell Us Once が開始される以前は、例えば、死亡した場合に 44 もの政府機関等へ死亡届を提出する必要があった。
 - (注 2) 英国の Tell Us Once は、個人向けに限定されており、事業者向けのサービスではない。
- (2) 2008年のサービス開始当初は、地方政府との対面やコールセンターへの電話によって出生情報・死亡情報を届出する仕組みであったが、2012年以降には、政府ウェブサイト経由の届出も可能になった。

【 Tell Us Once における死亡時の情報共有の仕組み 】



(出典) 英国政府ウェブサイト "What to do after someone dies" (https://www.gov.uk/after-a-death/arrange-the-funeral) より作成

2. デンマーク

(1) デンマーク(2001~2010年)

① 削減目標

2001年~2010年の期間で、政府全体で「行政手続コスト」を25%削減。

② 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル(SCM、Standard Cost Model)

(注) 約 20 か月(2004 年 8 月~2006 年 3 月) かけて、行政手続コストを 測定。

③ 行政手続コストの測定結果と削減結果

- ・デンマーク政府の行政手続コストは 15 省庁にまたがるが、90%が4省庁 に集中。
- ・削減実績の95%も4省庁に集中。

【デンマーク政府の行政手続コスト計測結果と削減結果】

		測定結果		削減結果	
	省庁	行政手続コスト	総行政手続コストに占める割合	行政手続コスト 削減額	削減額全体に 占める割合
1	国税省 (Ministry of Taxation)	105 億 8,760 万クローネ (1,641 億円)	34.21%	31 億 6,320 万クローネ (490 億円)	41.63%
2	経済産業省(Ministry of Economic and Business Affairs、当時)	97 億 730 万クローネ (1,505 億円)	31.37%	18 億 2,580 万クローネ (283 億円)	24.03%
3	雇用省(Ministry of Employment)	39 億 9,580 万クローネ (619 億円)	12.91%	9 億 5,460 万クローネ (148 億円)	12.56%
4	農林水産食品省 (Ministry of Agriculture, Fisheries and Food、当時)	38 億 2,500 万クローネ (593 億円)	12.36%	13 億 2,190 万クローネ (205 億円)	17.40%
⑤	環境省(Ministry of Environment、当時)	9 億 6,830 万クローネ (150 億円)	3.13%	2 億 5,790 万クローネ (40 億円)	3.39%
6	法務省 (Ministry of Justice)	8 億 3,340 万クローネ (129 億円)	2.69%	7,440 万クローネ (12 億円)	0.98%
7	その他(注)	10 億 2,930 万クローネ (160 億円)	3.33%	▲9,670 万クローネ (▲15 億円)	_
	合計	309 億 4,670 万クローネ (4,797 億円)	100.00%	76 億 1,110 万クローネ (1,180 億円)	100.00%

⁽注) その他には、科学技術・イノベーション省、内務厚生省、運輸省、気候・エネルギー省、社会政策省、 防衛省、教育省、文化省、財務省が含まれる。

(出典) デンマーク政府のウェブサイトより作成。

④ デンマーク(2001年~2010年の取組)における IT 化の推進

行政手続コストの削減に当たり、デンマーク政府は IT 化の活用を積極的に行っている。

(参考)E-BOKS(電子私書箱)

デンマーク政府では、企業(及び個人)に対して電子私書箱の保持を義務づけ、行政側との情報伝達を一元化。事業者の利便性を向上させている。



(出典) 総務省 ICT 街づくり推進会議 共通 ID 利活用サブワーキンググループ(第 11 回) 資料 11-3

(2) デンマーク(2015~2020年)

① 削減目標

- ・2015 年~2020 年の期間で、政府全体で 30 億デンマーク・クローネ (457 億円) の削減目標を定め、遵守コスト (Compliance Costs) の削減を実施することとしている。2015 年からの 1 年間で、既に 10 億デンマーク・クローネ以上の削減を実現した。
- ・さらに、政府は、対象期間を 2025 年までに延長し、追加で 20 億デンマーク・クローネを削減する予定。

② 産業界のニーズを拾う仕組みの創設

・事業者及び労働組合の代表者や行政手続簡素化の専門家によって構成される Business Forum for Better Regulation (BFBR) を活用して、事業者の声 を拾い上げている。BFBRでは、事業者から寄せられた手続簡素化に係る 提案を議論し、関係省庁に手続簡素化を提案する。当該提案について、省庁 は、実現可能性を調査した上で、「受諾(comply)」または「受諾しない (explain)」の回答を行う仕組み。「受諾しない」場合には理由を公表する こととしている。

3. ドイツ

(1) ドイツ(2006~2011年)

① 削減対象

2006 年からの取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る「行政手続コスト (Administrative Costs)」に限定。

② 削減目標

2011年末日までに行政手続コスト 25%削減(2006年9月末日対比)。

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル(SCM、Standard Cost Model)

- (注1) SCM の結果、2006 年9月末日時点で、年間行政手続コスト 500 億ユーロ (5 兆 6,780 億円)、約9,500 の情報提供義務が確認された。
- (注2) SCM を用いた行政手続コストの計測に、外部委託により約27か月(2006年9月~2008年12月)の期間を要した。

④ 削減実績

2011 年末までに 22.5% (110 億ユーロ、1 兆 2,492 億円) 削減 (期限内の 25%削減目標は未達)。

【行政手続コストの削減効果が高かった上位 10 取組 (2006~2011年)】

… ドイツでは、2006 年から 2011 年の期間で、110 億ユーロの行政手続コストの削減を 行ったが、そのうち 70%は以下の①~⑩の取組により行われた。

	情報提供義務 (Information Obligation)	方法(Measures)	年間コスト削減額	総削減額 に対する 割合
1	インボイスの保 管	電子インボイスの簡素化(税簡素化法 2011 (Tax Simplification Act of 2011))	33 億ユーロ (3,753 億円)	26.8%
2	大規模小売業 を営む合名会 社および個人 事業主に関す る会計	会計法近代化法(Accounting Law Modernization Act (BilMoG))	13 億ユーロ (1,420億円)	10.1%
3	棚卸資産の管 理(大規模小 売業者向け)	会計法近代化法(Accounting Law Modernization Act (BilMoG))	10 億ユ―ロ (1,136 億円)	8.1%

4	社会保障積立 金の計算	簡素化	7 億ユーロ (738 億円)	5.3%
(5)	インボイスの発 行	 ・付加価値税施行規則(VAT Implementing Regulation)33 項で規定される少額インボイスの上限の引上げ(企業間取引の場合 100 ユーロから 150 ユーロへ引上げ)(Midium-Sized Company Alleviation Act) ・特定の非課税取引にかかるインボイス発行義務の廃止(税緩和法(Tax Deregulation Act)) ・電子インボイスの緩和(Tax Simplification Act of 2011) 	6 億ユーロ (690 億円)	4.9%
6	電子インボイス での電子署名 の有効化	電子インボイスの簡素化(Tax Simplification Act of 2011)	5 億ユ―ロ (553 億円)	3.9%
7	社会保障の積 立証明	社会保障のための報告と積立金の証明が一括で処理される 手法を構築。積立金証明提出の時期の統一(SGB IVとその 他法律の改正)	4 億ユ一ロ (424 億円)	3.0%
8	連結決算書の 会計監査と開 示 (中堅・大企業 の会計監査に 限定)	・決算書・年次報告書の文書提出と文書ベースの官報掲載義務(大企業に限る)を、オンライン提出およびウェブ官報での掲載に変更(電子商取引・共同組合登記・会社登記に関する法(Act on Electronic Commercial and Co-operative Registers and the Company Register(EHUG)))・会計法近代化法(Accounting Law Modernization Act (BilMoG))	3 億ユ一口 (369 億円)	2.6%
9	事前納付 VAT の還付手続き	 ・奉仕事業については控除を認め、別途の税計算を廃止(年税法(Annual Tax Act 2007: UStG)15(2)項1節3の廃止と15(3)項2の改正) ・財務省からの多数の通達(BMF letter)を1回免除することによる簡素化 ・年税法(Annual Tax Act: UStG)4項25に含まれる税控除により、起業家は小規模事業者に分類され、事前納付VATの還付手続きは不要となる ・年税法(UStG)18(2)項2節・3節に沿って月次と四半期の事前納付VATの還付手続きの基準を上げると共に、18(2a)項の上限を引き上げ 	3 億ユーロ (351 億円)	2.5%
10	社会保障に提供するデータの雇用者への通知	・社会保障のための報告と積立金の証明が一括で処理される 手法を構築 ・報告過程での雇用主の紙での証明書を廃止(SGB IVとその 他の法律の第二改正) ・登録内容の修正作業を廃止(SGB IVとその他の法律の第 二改正) ・雇用者の法定傷害保険の報告のための文書の廃止(SGB IVとその他の法律の第四改正)	3 億ユーロ (344 億円)	2.5%
		(上位 10 取組)	86 億ユーロ (9,778 億円)	69.8%

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2012) "A foundation for better law" (注) 1ユーロ=113.56 円で換算

【省庁別の削減実績(2006年9月30日~2011年12月31日)】

	사이 누는 승규		
	削減額 (2006/9/30~2011/12/31)	(日本円換算)	削減総額に 占める割合
財務省(Federal Ministry of Finance)	▲ 53 億 4,273 万 ューロ	▲6,067 億円	43.3%
司法省(Federal Ministry of Justice)	▲ 24 億 4,671 万ューロ	▲2,778 億円	19.8%
労働·社会省(Federal Ministry of Labour	A 17 倍 2 240 工	▲ 1 OF7 /辛田	14.00/
and Social Affairs)	▲ 17 億 2,340 万ューロ	▲1,957 億円	14.0%
環境·自然保護·原子炉安全省(Federal			
Ministry for Environment, Nature Conservation and	▲ 5 億 1,611 万ューロ	▲586 億円	4.2%
Nuclear Safety)			
経済・技術省(Federal Ministry of	▲ 9 倍 9 1 4 7 下 - 日	▲365 億円	2.6%
Economics and Technology)	▲ 3 億 2,147 万ユーロ	▲ 303	2.0%
健康省(Federal Ministry of Health)	▲ 2億 603万ユーロ	▲234 億円	1.7%
内務省(Federal Ministry of the Interior)	▲ 1 億 6,338 万ューロ	▲186 億円	1.3%
食糧・農業・消費者保護省(Federal Ministry			
of Food, Agriculture and Consumer	▲ 1 億 2,758 万ューロ	▲145 億円	1.0%
Protection)			
交通·建設·都市開発省(Federal Ministry of			
Transport, Building and Urban	▲ 2,571 万ューロ	▲29 億円	0.2%
Development)			
教育·研究省(Federal Ministry of Education	▲ 494 万ユーロ	▲6 億円	0.0%
and Research)	■ 454 /J 1		0.076
防衛省(Federal Ministry of Defence)	▲ 51 万ューロ	▲0.6 億円	0.0%
文化・メディア委員会(The Commissioner of			
the Federal Government for Culture and	▲ 23 万ューロ	▲0.3 億円	0.0%
Media)			
家族·高齢者·婦人·青少年省(Federal			
Ministry of Family Affairs, Senior Citizens,	+ 221 万ューロ	+3 億円	0.0%
Women and Youth)			
省庁横断的規制(Interdepartmental	▲ 14 億 5,467 万 ューロ	▲1,652 億円	11.8%
regulations)	量 14 応 J,40 / /J ユーロ	▲ 1,002 応□	11.070
計	▲ 123 億 3,126 万ューロ	▲14,003 億円	100.0%

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2012) "A foundation for better law" (注) 1ユーロ=113.56 円で換算

(2) ドイツ(2011年以降の新たな取組)

① 25%削減に向けた取組の延長(2012年まで)

2011 年末までの 25%削減目標が未達に終わったことから、2012 年もプロジェクトを継続し、25%削減を達成。120 億ユーロ(1 兆 3,627 億円)を削減。

② 削減対象の拡大

2006 年以降の取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る行政手続コストに限定していたが、2011 年に、以下の通り削減対象を拡大。

- (a) 規制を遵守する際に必要となる「間接的な金銭コスト (Indirect Financial Costs)」(環境要件を遵守するためのフィルター装置の投資費用等)を新たに含めて「遵守コスト (Compliance Costs)」全体へと対象を拡大。
- (b)「定例的に(毎年)発生するコスト」だけでなく、新たな規制に対応する場合に発生する「1回限りのコスト」も対象とする。
- (c)「事業者」のみならず「一般市民」、「公的機関」の負担も新たに対象とする。

定例的に(毎年発生する)遵守コスト (Regular Compliance Costs (Annual))		
一般市民	事業者	公的機関
・所要時間(hours) ・遵守コスト(€)	·遵守コスト(€)	・遵守コスト(€)
	・ディスクロージャー に要するコスト(€)	・

+

1回限りの遵守コスト		
(One-Off Compliance Costs (Conversion Costs))		ersion Costs))
一般市民	事業者	公的機関
・所要時間(hours) ・遵守コスト(€)	・遵守コスト(€)	・遵守コスト(€)

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2013) "Better Regulation 2012"

③ 削減目標(設定せず)

2006 年の 25%削減目標の設定以降、新たな行政手続コスト削減目標は設定されていない。

④ 新たな手法の導入

(a) One-in/One-out Rule

英国に倣い 2015 年7月に"One-in/One-out Rule"を導入。事業者に遵守コストを発生させる全ての新規規制案が対象。

"One-in/One-out Rule"とは、新規制を1つ追加した場合に1つの規制を廃止するという意味ではなく、新規制の導入によって事業者に新たに課されることとなる遵守コストをSCMにて計測すると同時に(One-in)、既存の規制の緩和措置によって遵守コストを増加相当分だけ捻出・削減する(One-out)というルールである。

ただし、同時に対応できない場合は、1年以内に対応する必要があり、規制改革取り纏め部署(NKR、Normenkontrollrat)との協議を経た上で同ルールの適用除外とするケースもある。

(b) 事後評価

2013 年以降、100 万ユーロ(1 億 1,356 万円)を超える遵守コスト (Compliance Costs) が発生する全ての法令は、施行後3~5年以内に 事後評価を行うこととなった。

(c) <u>行政手続コスト指数 (BKI) の月次公表</u>

2012 年 1 月 1 日の行政手続コストを 100 とする行政手続コスト指数 (BKI、Bureaucracy Cost Index、Bürokratiekostenindex) を毎月中旬 に連邦統計局 (Destatis) から公表。BKI は、標準的費用モデル (SCM) に基づき計算される。 (参考) 直近 (2016 年 6 月) の BKI は 98.97。

(d) SME test の導入

2016 年 1 月より中小企業に配慮するために、連邦法の策定段階において、各省庁に中小企業への影響を確認させ、規制の新設によって、中小企業の負担が増大しないよう、各省庁に努力義務を課している。

具体的には、例えば、行政手続の IT 化に際し、政府が新規の IT システムを導入する際には、IT に対応できない中小企業に配慮することが義務付けられている。

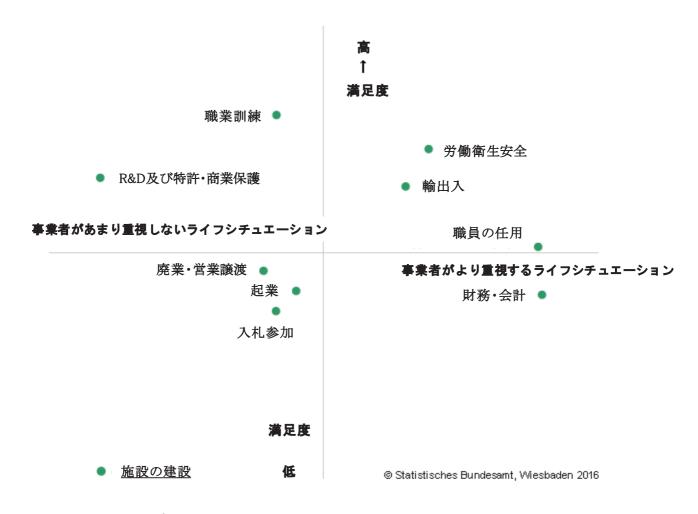
(e) 事業者ニーズを踏まえた課題を抽出「Life Situation Approach」

行政手続コスト削減策の検討にあたって、2015 年に約 1,500 の事業者等へ「10 のライフシチュエーション(life situation)における行政手続の満足度調査」と「行政サービスの場面別の満足度調査」を実施。事業者のニーズと課題を幅広く吸い上げ、行政手続の改善策を検討する仕組み。

調査結果は、2016年1月に公表され、「ライフシチュエーション」については、施設の建設(工場等)に関する手続が課題とされた。

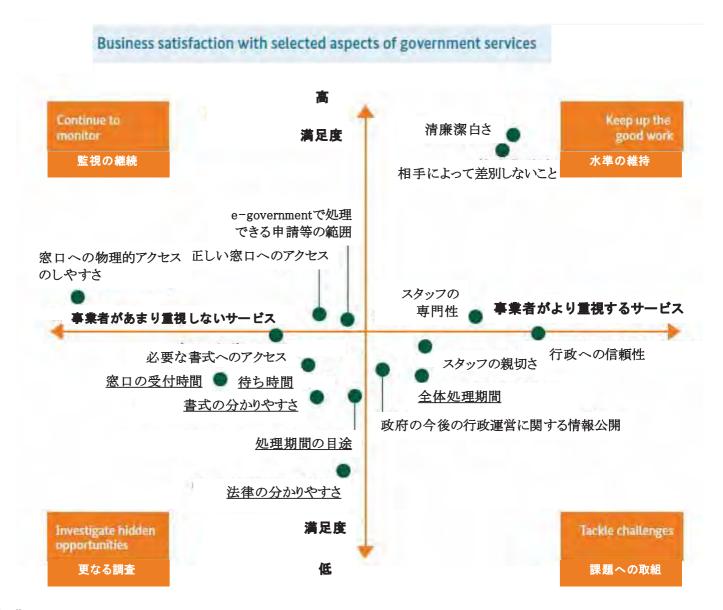
また、「行政サービス」については、法律の分かりやすさ、書式の分かりやすさ、全体処理期間、処理期間の目途、窓口の受付時間、待ち時間、が課題とされた。

【10 のライフシチュエーションにおける行政手続の満足度調査】



(出典) ドイツ政府 ウェブサイト

【行政サービスの場面別の満足度調査】



(出典) The Federal Government (2016) "Better Regulation 2015: More simplification. More transparency. More time for the essentials."

4. フランス (2013年以降)

(1) 重点分野の設定と簡素化措置の検討

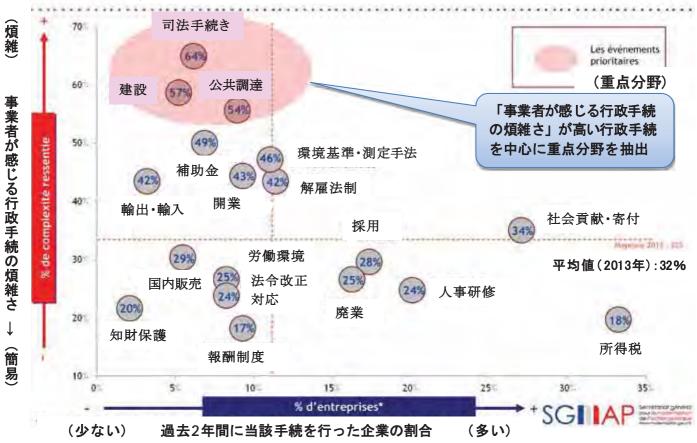
① 事業者ニーズを踏まえた重点分野の絞込みと簡素化措置の検討

行政手続コスト削減策の検討にあたっては、2年ごとに、約3,000の事業者等への電話ヒアリングを実施し、行政手続に対する事業者の改善ニーズを吸い上げ。

ヒアリング結果に基づき、「事業者が感じる行政手続の複雑さ」が高く、「対象事業者が多い(事業者の経験頻度が高い)」行政手続を中心に、重点分野を選定。

重点分野の選定に当たっては、事業者に行政手続改善を実感してもらうために、「事業者の経験頻度の高さ」よりも、「手続の煩雑さ」を重視。

La complexité des événements de vie des entreprises (事業者のライフイベント別 行政手続の煩雑さアンケート)

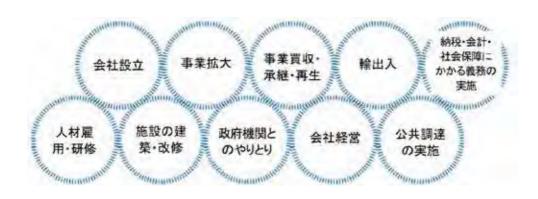


(出典) Le Secrétariat Général Pour la Modernisation de L'action Publique (SGMAP、フランス首相府現代化局) (2013) "Étude par Evenements de vie sur la ComplexitÉ Volet Entreprises"

② ワーキンググループ毎に簡素化措置を検討

選定された重点分野は、内容に応じて、「事業者のライフイベント 10」(※) 毎に組織され、事業者・政治家・中央政府・地方政府・事業者団体・専門家 等により構成された 10 のワーキンググループ (WG) に割り振られ、各 WG において、具体的な行政手続の簡素化措置が審議される。

なお、重点分野の選定にあたり、予め対象から除外されている特定の行政分野は存在しない。



(出典) Business simplification committee, French Government (2014) "The First 50 Simplification Measures for Businesses"

③ 行政手続の簡素化措置の各省庁への割振り

10 の各 WG にて審議された行政手続の簡素化措置は、首相に答申され、首相の決断として、約50の新施策が6か月に1度ずつ公表される。各省庁は、公表された施策に基づき、行政手続の簡素化措置に取り組むことになる。

この仕組みによって、事業者の要望を公正·公平に幅広く吸い上げることで、 国民や関係省庁に対する納得性を確保できる。

また、首相から改善を指示する形を取り、かつ、それを公表する事で、関係 省庁の前向きな協力を取り付けることが可能。

(※) 事業者向けの行政手続簡素化だけでなく、個人向けについても、上記①~③と同じ取組を 実施。(事業者等向けが2年毎、個人向けが2年毎というように、「今年は事業者等、今年は 個人」という方式で隔年ごとに実施。)

④ 削減目標とコスト測定

2013年以降の取組では、定量的な削減目標は設定していない。

このため、具体的な簡素化措置の検討段階では、行政手続コストの削減効果についても特段考慮されない。

SCM を活用して、全ての既存法令の行政手続コストを測定する「ベースライン測定」は実施していない。

しかし、新規立法の際には各省庁が SCM を活用して行政手続コストを測定しているほか、2013年以降の3年間の簡素化レビューにおいては、簡素化に取り組んだ内容に限り SCM にて行政手続コストを測定。

(2)3年間の取組実績

① 概要

これまで計 417 の簡素化措置を実施し、うち 250 が現在も継続中。今夏には、今までに行った措置に関する総合評価 (review) を EY (アーンスト・アンド・ヤング) に外部委託し、10 月末に、3年間の総レビューとして公表。

同レビューでは、現在も実施されている 250 の施策のうち、1 億 5,000 万ユーロ以上の効果があると思われる措置を検証。その効果は、SCM を活用した行政手続コストの測定のみならず、様々な経済効果を含め、3 年間で約 50 億 ユーロのコスト節約になったと算出されている。

② 効果の高かった取組事例

取組概要	効果
企業情報に係る行政機関内での共有化 (社会保障関連等の行政提出情報について、企業 が1度申告すれば、関係行政機関内で情報を共 有する仕組みを構築)	・年間 37 億ユーロ(約 4,384 億円)の事業 者コスト削減
公共調達手続の一部簡素化 (公共事業の競争入札に申し込む際、事業者番号 を伝えるだけでよい扱いに変更)	・年間 550 万ユーロ(約 6.5 億円)の事業者コスト削減 ・備品やサービスの公共調達で約 30 分の処理期間削減、公共工事で数時間の処理期間削減に寄与・恩恵を受けた公共調達の件数は、年間 30 万件以上
中小・零細企業の会計に関する義務の削減	・年間4億ユーロ以上(約474億円)
行政機関への手続に係る電子化の促進 (農業・農産加工業・林業省において 175 手続を オンライン化等)	・年間 1,470 万ユーロ(約 17 億円)の事業 者コスト削減

(a)

税関手続のワンストップ化 (事業者が税関事務所に出向く回数を削減する ため、輸出入手続の電子化を実施)	・年間 100 万ユーロ(約1億円)の事業者 コスト削減 ・恩恵を受けた申告件数は 400,000 件以上
会社設立時の登記情報の税務当局への共有 (フランスの会社設立窓口は企業手続センター (Centre de formalités des entreprises: CFE) に一本化されている中、CFE に提出したデータ が自動的に税務当局と共有される)	・17 万社が恩恵を受け、100 万ユーロ(約 1 億円)のコスト削減効果が得られた
事業者の要望の自然成立(Silence Vaut Accord (SVA)) (事業者から行政機関に対する要望の後、2か月 間回答が無い場合は、行政機関が要望に対して 同意を与えたものと見做す)	・1,500 以上の手続が SVA の対象となった。・行政内部での処理期間が短縮される効果があった
建築許可の処理期間を5か月以内に設定	・年間 25 万件の建築許可が対象
不渡情報開示制度の廃止 (不渡を出した企業経営者はフランス銀行(中央 銀行)に3年間登録・公表され、再起が困難で あったが、この仕組みが廃止された)	・15 万社の創業者が再起のチャンスを得る ことができる

- (出典) Le Secrétariat Général Pour la Modernisation de L'action Publique (SGMAP、フランス首相府現代化局) (2016) "La simplification au service de la compétitivité des entreprises"
- (注1) フランスでは、上記の取組事例のうち(a)に示された「企業情報に係る行政機関内での共有化」及び「公共調達手続の一部簡素化」を総称して Tell Us Once と呼んでいる。
- (注2) フランスは、2007年に2011年までに行政手続コストを25%削減する目標を公表したが、2008年以降、定量目標に捉われず、事業者のライフイベント毎に簡素化措置を検討するアプローチに舵を切った。2008年以降、25%削減目標がどのように扱われたのか(目標として維持されたのか、放置されたのか等)は、明らかされていない。

また、2013 年3月 TV インタビューの中でオランド大統領は、「フランスにおいて中小企業が行政機関に提出すべき情報が年間 3,000 件程度あり、これを半分又は3分の1に削減したい」と発言("簡素化ショック Le choc de simplification")。しかし、この発言内容と、オランド政権3年間の簡素化の取組(上記)との関係は明らかにされていない。

5. カナダ

(1)カナダ(2007~2009年)

① 削減対象

カナダ政府予算案「Budget 2007」(2007 年 3 月公表)に基づき決定された Paperwork Burden Reduction Initiative により、同年 9 月までに中小企業への規制を有する 13 省庁が、事業者に対する遵守義務を課す行政手続と情報提供義務(Administrative Requirement & Information Obligation with which business must comply)の数を調査した結果、40 万以上存在(there are more than 400,000)することが判明。

(注) 既存の法令の中から事業者に対する遵守義務を課す行政手続と情報提供義務の数を調査するために、約6か月(2007年3月~2007年9月)の期間を要した。

② 削減目標

「Budget 2007」の中で、2008年11月までに、13省庁において、事業者に課す行政手続・情報提供義務を一律20%・約8万削減する目標を定めた。

<u>③ 削減手法</u>

各省庁がそれぞれ削減手法を策定することとされたが、2007年3月に他省庁に先駆けて歳入庁(Canada Revenue Agency)が策定・公表した、小規模企業向けの約60の取組案を参考にするよう推奨された。

歳入庁の策定・公表した取組 (Helping Small Businesses by Reducing the Compliance Burden) は、以下の通り大きく3つに分類されている。

- [取組1]小規模企業と歳入庁のやりとりを簡素化、改善、頻度を減らす。
 - (例) My Business Account というオンラインサービスを導入。オンラインで法人所得税の還付申請等を可能にする。
- [取組2] 小規模企業と歳入庁のコミュニケーションツールを改善する。
 - (例) 歳入庁の書式や出版物において、平易な言葉を使用していく。
 - (例) 歳入庁のホームページや出版物の情報を統合していくと共に、ホームページ上のリンクを充実していく。
- [取組3] 歳入庁内の削減策を体系化(systemic)する。
 - (例) 歳入庁が採用しうる取組を模索するために、他国の取組等を調査。

④ 削減実績

2008年11月の期限までには目標(一律20%・約8万削減)達成できなかったものの、2009年3月に目標達成。

(2) カナダ(2011年以降)

2011 年 1 月にハーパー首相が Red Tape Reduction Commission (規制改革委員会)の立上げを公表。同委員会は、連邦政府の規制が事業者に与えている負担を特定し、2012 年 1 月に政府への勧告書を公表。

政府は、同勧告書を受けて、2012 年 10 月に「Red Tape Reduction Action Plan」を公表。具体的な内容は、以下の通り。

① 削減対象

2012 年以降は、取組毎に削減対象が異なっており、中小企業等に課された情報提供義務に係る「行政手続コスト」だけ (注1) でなく、それに加えて「遵守コスト」(「行政手続コスト」+「間接的な金銭コスト」(設備導入や設備維持にかかる費用等)) を対象とするものもある。(注2)

- (注1) One-for-One ルール (下記⑤ (a))
- (注2) Small Business Lens (小規模事業者レンズ) (下記⑤ (b))

② 削減目標

なし。

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model) を 2012 年から導入。

(注) SCM による測定手法は、政府内でマニュアル化され(非公開)、内生化されている。

④ Red Tape Reduction Action Plan (2012 年)に基づく新たな手法

(a) One-for-One ルール

各省庁において、新規制の導入や修正によって新たに課される「行政手 続コスト」を相殺するルール。

(注) 2015 年4月、規制によって事業者に課される行政手続コストを管理するために Red Tape Reduction Act が成立。行政手続コストを新たに課す規制が導入される際には、追加コストを相殺するために他の規制を廃止または修正することが法令上の裏付けを得た。

(b) <u>Small Business Lens (小規模事業者レンズ)</u>

小規模事業者 (注1) への配慮のための 20 項目のチェックリストに照ら して法令案を検証し、小規模事業者に与える「遵守コスト」(「行政手続コ スト」+「間接的な金銭コスト」(設備導入や設備維持にかかる費用等)) の最小化を推進。(注2)

- (注1) Small Business Lens のガイダンスにおいては、対象は Small businesses (従業員 99 名以下または年間粗利益が 3 万カナダドル (232 万円) ~500 万ドル (3 億 8,595 万円)) と定義されている。
- (注2) 1年あたり国全体で 100 万カナダドル (7,719 万円) 以上の遵守コストの増加をもたらす新規制・法令修正に適用される。

(c) Interpretation policies (解釈方針) の公表

事業者に対し、規制に関する情報やガイダンスを平易な言葉で提供し、 分かりやすくするとともに、事業者に影響を与える規制(現行規制、新規 規制、修正)に関して、よく聞かれる質問(FAQ)を各省庁のウェブサイ トに公開し、定期的に更新する。

(d) Forward Regulatory Plans (省庁別の将来的な規制計画) の公表

24 か月先までに導入予定の新規規制案についての情報を各省庁が毎年公表し、事業者に対し実施に向けての準備期間を設ける。

(e) <u>Service Standards for High-Volume Regulatory Authorizations(事業者</u> とのやりとりが多い省庁の提供するサービスの標準処理期間等)の公表

年間 100 件以上、許認可・免許・登録等を処理する省庁において、提供する標準処理期間(Timeliness Service Standard)やサービスの標準的な水準(Service Standard、申請に必要とされる情報や具体的な申請手段等)を公表する。

(f) <u>外部委員会によるレビュー</u>

政府の取組状況を国家財政委員会(Treasury Board)が毎年公表する Annual Scorecard と呼ばれる規制改革に係る政府の取組状況について、 産業界や消費者団体からの外部専門家 4 名から構成される Regulatory Advisory Committee が実施状況をレビューする。

⑤ 削減実績

(a) One-for-One ルール

2012 年~2015 年合計で、行政手続コストを 2,370 万カナダドル (18 億円) 削減したほか、事業者が行政手続にかかる時間を年間当たり 34 万 4 千時間削減。

(b) Small Business Lens

2012 年~2015 年合計で、遵守コスト(行政手続コスト+間接的な金銭コスト)を 7,900 万カナダドル(61 億円)削減。

(参考)

2020 年までに達成を目指す政策目標として、"Tell Us Once **の**構築"を掲げている。

(出典) Government of Canada (2013) "Blueprint 2020 - Building Tomorrow's Public Service Together-"

6. 米国

① 削減対象

「書類作成負担 (Paperwork Burden)」

「書類作成負担 (Paperwork Burden)」=

「回答者1人当たりの情報提供時間」×「回答者数」×「年間の回答頻度」

- (注1) 標準的費用モデル (SCM) と異なり、情報提供者の負担の「金銭化・費用化」は 推奨されているものの必須ではなく、基本的に、負担は「時間」のまま把握されて きた。
- (注2) 1993 年に発令された大統領令 12866 (Executive Order 12866) により、新規法令だけでなく既存法令も書類作成負担の軽減対象とされたが、2011 年に発令された大統領令 13563 (Executive Order 13563) により改めて周知。

② 削減目標

 1980年の PRA (書類作成負担軽減法)制定後、および、1995年の PRA 改正後に、それぞれ下表の通り、書類作成負担 (Paperwork Burden) の削減目標を 5~15%の範囲で設定した。

削減目標	期間
15%	1981~1982 年度(2年間)
10%	1983 年度
5 %	1986~1989 年度(各年度)
10%	1996~1997 年度(各年度)
5%	1998~2001 年度(各年度)

③ 削減手法 (経緯)

- (a) PRA(Paperwork Reduction Act、書類作成負担軽減法、1980年制定)
 - 書類作成負担(Paperwork Burden)の削減を進めるため、各省庁の新しい規制に伴う情報収集の要求に対し、OMB(Office of Management and Budget、行政管理予算局)の一部門である OIRA (Office of Information and Regulatory Affairs)に検証と承認を行う権限を付与。
 - これらの各省庁による取組は「Information Collection Budget (ICB)」にて毎年公表されるようになった。
- (b) 大統領令 12866 (Executive Order 12866、1993 年)
 - PRA (Paperwork Reduction Act) に関し、新規の規制に加え、現存する規制にかかる書類作成負担についても新たに削減対象とした。
- (c) PRA (Paperwork Reduction Act、書類作成負担軽減法) 1995 年改正
 - 各省庁に最高情報責任者 (Chief Information Officer: CIO) を設置し、
 書類作成負担に関して削減目標を設定することを求めた。
 - 各省庁が新たな情報収集や現在行っている情報収集を延長する際、 OIRAに対して事前申請し、承認を得ることを義務付けた。
- (d) <u>Small Business Paperwork Relief Act(SBPRA、小規模企業書類作成負</u> 担救済法)2002 年制定
 - ・ 各省庁で連絡先の窓口を一本化し、中小企業からの書類作成及び情報 収集に関する問題を受け付けるよう指示した。
 - ・ 従業員数が 25 名未満の小規模企業に対する情報収集にかかる負担を 一層減らすように指示した。
 - 小規模事業者の情報収集依頼における電子手続等の合理化について、 分析する各省庁のタスクフォースを結成した。
- (e) <u>大統領令 13563(Executive Order 13563、2011 年)</u>
 - 各省庁に対し、過去に遡って現存する規制を見直し、書類作成負担を削減する計画策定を命じた。

- (f) 大統領令 13579 (Executive Order 13579、2011 年)
 - ・ 削減取組主体の対象を各省庁に加え、独立規制機関(Independent Regulatory Agency)についても拡げることを命じた。削減対象としては、各省庁と同様に、現存する規制法令についても過去に遡る。
- (g) 大統領令 13610 (Executive Order 13610、2012 年)
 - ・ 大統領令 12866 及び 13563 を前提としつつ、特に、書類作成負担にかかる時間や金銭の削減効果が大きい取組や、小規模事業者向けに効果のある取組を優先するよう指令。また、削減効果の考慮にあたっては、累積負担(cumulative burdens)の大きさを重視するよう指令。
- (h) <u>Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies</u>

 <u>"Reducing Reporting and Paperwork Burdens"(2012 年)</u>
 - 大統領令 13610 に基づき、OIRA が覚書(Memorandum)を作成し、 各省庁に対して以下の書類作成負担の削減策を提言。

各省庁は、年間5万時間の削減を生み出す取組を最低1つ実施
不要な情報収集を廃止し、質問項目を合理化する
情報収集に際しては短い様式を利用する
小規模事業者への情報提供義務を合理化する
許認可の申請や更新を簡素化する
全事業者からの情報収集でなく、サンプリングで対応する
IT 化を推進し、電子情報を利用する
情報収集の頻度を下げる
収集済みデータを再利用する

4 削減実績

年度	削減目標	削減結果
1981	A 1 F 0 /	Δ4.0%
1982	Δ15%	Δ12.8%
1983	Δ10%	Δ8.4%
1984	_	Δ6.5%
1985	_	Δ3.3%
1986	Δ5%	Δ3.11%
1987	Δ5%	Δ1.73%
1988	Δ5%	△3.51%
1989	Δ5%	Δ0.75%
1990	_	Δ0.93%
1991	_	Δ0.13%
1992	_	+0.65%
1993	_	+0.27%
1994	_	+0.54%
1995	_	+0.61%
1996	Δ10%	Δ0.77%
1997	Δ10%	Δ1.83%
1998	Δ5%	+0.96%
1999	Δ5%	+2.6%
2000	Δ5%	+2.5%

年度	削減目標	削減結果
2001	Δ5%	+1.1%
2002	_	+7.75%
2003	_	Δ1.5%
2004	_	Δ1.58%
2005	_	+3.38%
2006	_	+8.29%
2007	_	+8.06%
2008		+0.74%
2009		+0.87%
2010	_	Δ10.11%
2011	_	+4.04%
2012	_	+3.97%
2013	_	△0.15%
2014	_	
2015	_	
2016	_	

(出典) "INFORMATION COLLECTION BUDGET OF THE UNITED STATES GOVERNMENT"より作成

5 参考

・ トランプ米国大統領は、2017 年 1 月 30 日に、大統領令 ("Presidential Executive Order on Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs") を発出。

新規制を1つ追加した場合に(One-in)、2つの規制を廃止すること(Two-out)に加え、新規制の導入によって事業者に新たに課されることとなる追加的コストを、既存の規制の廃止・緩和措置によって相殺するという「One-in/Two-out」(コストベースで見れば、「One-in/One-out」)ルールを導入することを表明。

Ⅲ. 各国の取組から得られる我が国の取組に向けた示唆

欧米6か国(英国・デンマーク・ドイツ・フランス・カナダ・米国)について、これまでの調査結果から、今後の我が国の取組との関係で得られる示唆を整理すると、例えば、以下のような点が参考になると考えられる。

(参考) 欧州の担当者からは、「取組にあたっては、各国の取組を参考にしつつも、自国に合わせる ためのカスタマイズは必須」との助言もあった。

1. 削減目標の設定にあたっての物差し

各国(カナダ・米国以外)の取組(2000年代)においては、行政手続コストについて、「%(割合)」の目標を設定した。

- 一方、2010年代の取組においては、
 - ① 2000 年代の取組によって、政府全体の行政手続コストが既に分かっているため、「絶対額」の目標に変更(英国・デンマーク)
 - ② 行政手続コストをこれ以上増やさないという基準(「One-in/One-out」、「One-in/Two-out」) 等を設定 (ドイツ・カナダ・英国・米国)
 - ③ 削減目標を設定せずに、官民の 10 の分野別 WG を設置して個別措置 を検討(フランス)

などに分かれる。

我が国において、どのような物差しで目標を設定すべきか。

(留意点)

- ・政府全体の行政手続コストは分かっていないため、現時点で削減目標を 設定する場合、「絶対額」の基準は困難ではないか。
 - (参考) 欧州の担当者からは、「過去の取組による削減実績が存在しない日本の場合、『絶対額』 の削減目標を設定するのは困難」との助言もあった。
- •「One-in/One-out、One-in/Two-out」は、行政手続コストを相当程度削減した後に、新規制の導入に際して、行政手続コストを増加させない(Two-out の場合は更に削減する)手法。

2. 行政手続コストの計測範囲

各国(英国・デンマーク・ドイツ)の取組(2000年代)において、相当の 費用と時間をかけて政府全体の行政手続コストを計測したが、行政手続コスト は特定の少数の手続に集中していることが明らかになった。

(参考1) 例えば、英国では上位10の取組で政府全体のコスト削減の69%を占める。

(参考2) 欧州の担当者からは、「これまでの反省を踏まえれば、日本の場合、対象を絞った上で、 行政手続コストを計測する方が良いのではないか」との助言もあった。

我が国において、行政手続コストの計測範囲をどのように設定していくべきか。

3. 行政手続コストの計測手法

行政手続コストの計測手法は、

- ・ 欧州型の標準的費用モデル ((社内費用(人件費×作業時間)+社外費用 (人件費×作業時間))を計測)
- ・ 米国のペーパー・ワーク削減(事業者側の作業時間を計測)に大別される。

我が国において、行政手続コストを計測する場合に、どのような手法が 考えられるか。

4. 削減目標・削減計画の設定手順

各国(米国以外)の取組(2000年代)においては、まず削減目標を決定し、 その後に、政府全体の行政手続コスト(事業者側の事務作業費用)の測定と、 各省における具体的な削減計画の策定が、並行して進められた。

(参考) 欧州の担当者からは、「行政手続コストの 25%削減の目標は、SCM (標準的費用モデル) による政府全体のコスト測定が完了する前に設定されたが、特段の問題は生じなかった」 との見解が示された。

我が国において、削減目標の設定・行政手続コストの測定・削減計画の設 定を、どのように実施していくべきか。

5. 重点分野の設定

2010 年代においては、ヒアリング等により把握した事業者のニーズを踏まえて重点分野を設定する国が出ている(フランス・ドイツ)。

また、レビューを実施する際に重点分野を設定する国も出ている(英国)。

(参考) 欧州の担当者からは、

「ヒアリング等により多数の事業者のニーズを幅広く吸い上げ、それを基に、重点分野の設定・簡素化措置の検討を行うことにより、事業者・国民・関係省庁それぞれに対する納得性を確保できる。」

「事業者ニーズに基づき、重点分野の設定や簡素化措置の検討を行うにあたっては、事業者の 実感を反映することが重要。具体的には、

- SCM (標準的費用モデル)では客観的に捉えられない『処理期間』等も含めた事業者 の負担感を、ヒアリング等によって汲み上げて、対応方針を決めるべき。
- ・ 対象事業者数の多い規制を簡素化することが、国全体での定量的なコスト削減効果を大きくするには有効。しかし、その簡素化の度合いが不十分な場合には、個別の事業者にしてみると、例えば『たった2分の削減にしかつながらないような行政手続簡素化では、役に立った実感が得られない』といった不満が生じうる点に留意すべき。」

との助言があった。

我が国において、重点分野をどのように設定していくべきか。また、その場合の重点分野について、どのような意味付けをしていくべきか。

IV. 標準的費用モデル(SCM、Standard Cost Model)【 補足資料 】

1. SCM において測定される情報提供義務(例)

1. 税務申告: (例)源泉所得に基づく税額控除

2. 許可申請: (例) 酒類販売許可の申請

3. 認定申請: (例)下水道施工業者の認定

4. 届出: (例) 危険物の貨物輸送を行う際の届出

5. 会社登記

6. 補助金申請: (例) 職業訓練の補助金申請

7. BCP(事業継続計画)のアップデート

8. 検査・監査への協力

9. 法令に基づき第三者宛に表示する標識:

(例) 国内の家電製品に貼付する省エネ標識

10. 法令に基づき第三者宛に表示する情報((上記の簡便な)標識とは異なる):

(例)投資商品の勧誘に使用される目論見書

等

2. SCM 実施の具体的ステップ

フェーズ 0 ・・・ SCM 開始

予備調査を開始する前に、まず、事業者に関連する規制を特定する。

大規模な SCM (特に、全ての行政分野のベースライン測定をする場合)に限らず、特定分野の事前測定や、(過去に実施済みの)ベースライン測定のアップデートを行う場合であっても、統括部署・コンサルティング会社・重要な利害関係者(ステークホルダー)による初期ミーティングが開催される。

フェーズ 1・・・ 予備測定

ステップ 1	情報提供義務、データ要求、(事業者の)事務作業の特定
ステップ 2	(ステップ1に関する)規制の特定と分解(demarcation)
ステップ 3	情報提供義務をタイプ別に分類(オプションであって必須ではない)
ステップ 4	(ステップ 1~3 に関する) ビジネスの特定
ステップ 5	(ステップ 1~4 に関する) 影響を受ける事業者の比率や事業者が影響を 受ける頻度などの特定
ステップ 6	SCM 専門家の分析と事業者ヒアリングの比較
ステップ 7	コスト・パラメーターの特定(単価、工数等)
ステップ 8	事業者ヒアリング・ガイドの準備
ステップ 9	専門家によるステップ 1~8 のレビュー

フェーズ 2・・・ 所要時間とコストに関するデータ収集と標準化

ステップ 10	ヒアリングを行うべき典型的な事業者の選定
ステップ 11	事業者ヒアリングの実施
ステップ 12	事業分野毎の所要時間と所要資源の標準化
ステップ 13	専門家によるステップ 10~12 のレビュー

フェーズ 3・・・ 集計、データ提出、レポート

ステップ 14	確認済みデータを基に国レベルのコスト推計を実施
ステップ 15	レポーティング、データベースへの格納

3. SCM 測定前に決定する必要のある事項

①「事業者」の範囲の決定

「事業者」の定義を広義に設定したい場合や、「民間活動に準ずる活動 (Semi-Private Businesses)」も含めたい場合は、政府系機関 (Public Owned Businesses)、半官半民組織 (Partly Public Owned Businesses)、第三セクター (Voluntary Sector)、慈善事業 (Charities) も含めうる。

- (例)・デンマークとスウェーデンは、狭義の意味での民間事業者の定義を採用。
 - ・ノルウェーは、政府系機関や半官半民組織も含めて測定。
 - 英国は、第三セクターや慈善事業についても含めて測定。
 - ・オランダは、第三セクターや慈善事業に加え、政府系機関も含めて測定。

②「強行法規」のみならず「任意法規」も測定するかどうかの決定

強行法規は SCM によって測定されるべきである。一方、事業者が遵守するかどうかを選択できる任意法規(助成金の交付、事業者が情報提供するかどうか選択できる統計への協力等)については、SCM にて測定するかどうかを決める必要がある。

- (例)・デンマークとノルウェーは、必要と思われる任意法規(任意法規のうち、関係する事業者の多くにおいて規制を遵守することを当然視しているもの)についても測定。
 - ・オランダは、当初(ベースライン測定をする時点では)、助成・交付スキームを測定しない 扱いとしたが、その後、全ての任意法規を測定することに変更。
 - ・英国とスウェーデンは、全ての任意法規を測定。

③ 公共部門に限らず第三者に対する情報提供義務も含めるかどうかの決定

公共部門に限らず、第三者に対する情報提供も、規制から生じる義務である限り、事業者に事務作業負担を生じさせる。

これらは家電製品に貼付する省エネ標識や投資商品の勧誘に使用される目論見書などがあるが、こうしたコストを測定するかどうか決める必要がある。

- (例)・デンマーク、ノルウェー、オランダ、スウェーデンは、公共部門と第三者への情報提供義 務の双方について測定。
 - ・英国は、公共部門への情報提供義務のみ測定し、第三者へのものは含めていない。

④ 抽出基準(Lower Threshold Limit、下限閾値)の設定

ベースライン測定を始める前に、全ての規制について測定するのか、抽出 基準 (下限閾値) を設定して SCM 測定をする規制を絞り込むのかを決定し なければならない。

「ある法令の遵守にかかる事務作業活動が年間〇〇時間より少ない法律であれば、測定対象に含めない」といった対応が考えられるが、その場合の抽出 基準(=時間数)は、国の規模によって変動する。

- (例)・デンマークは、すべての事業者において年間 100 時間より少ない法律であれば測定しない という抽出基準を設定。
 - ・オランダ、英国、スウェーデンは、正式な抽出基準を設定せず。
 - ・ノルウェーは、正式な抽出基準を設定していないが、専門家の査定を行うために、ごく僅かな事業者にしか関係しない規制は測定していない。

4. SCM における標準事務作業分類(16分類)

- 1. 情報提供義務を課している法令に習熟するために、社内リソースを使うこと
- 2. 情報提供義務に対応するために、情報や計数を加工・修復 (retrieve) すること
- 3. 情報提供義務に適切に対応した情報や計数であるかを精査(assessment)すること
- 4. 情報提供義務に適切に対応した形に(生の計数を)計算すること
- 5. 情報提供義務に適切に対応した計表の形に計数を加工すること
- 6. 各種のデータ同士が整合的であるかどうか、計数をチェックすること
- 7. 事業者による自己チェックで計算の誤りが見つかった場合に訂正すること
- 8. 提出書類の記述や記述のための準備
- 9. 税や手数料等の支払・決済を行うこと
- 10. 情報提供義務に対応するために開催される社内会議
- 11. コンプライアンスに関連する情報提供義務に対応するために、法律事務所や 監査会社等の外部関係者と開催される外部ミーティング
- 12. 公的機関の検査への協力
- 13. 公的機関の検査の結果を踏まえた各種の修正作業
- 14. 情報提供義務を課している法令の改正状況をフォローするために必要な社 員訓練
- 15. 情報提供義務・検査対応のために、コピー、文書配布、ファイリング等を行うこと
- 16. 情報提供義務に対応するために、主務官庁や関連省庁にレポーティングや文書提出事務を行うこと